

制定 平成17年2月 1日  
改定 平成17年9月 1日  
改定 平成18年4月 1日  
改定 平成19年4月20日  
改定 平成20年5月15日

## 施工管理チェックポイント

(道路占用工事要綱第2-9関係)

### 1. 施工前の注意事項

<担当者等への周知>

- ・ 事業者および企業者の責任者は、施工管理チェックポイントを元請並びに下請業者にもれなく周知する。

<お知らせビラ>

- ・ お知らせビラには次のことを明記する。  
工事件名、工事内容、工期、作業時間、発注者、施工者、担当者（発注者および施工者の各担当者名）、電話番号等（工事中看板にも同様の内容を記載する。）
- ・ お知らせビラの配布は、1週間前には地元住民や町会長に周知徹底し、商店街、学校、病院等がある場合は調整を図る。また、ビラ右上に「配布月日：○年○月○日」を記入する。
- ・ お知らせビラ内の地図等はなるべく最新版の地図を貼り付けて使用する。
- ・ 施行日時は、工事に伴い支障となる人の出入りや車等を確認し決める。
- ・ 工事内容や日時等の変更が発生した場合は改めてお知らせする。
- ・ アパートや駐車場がある場合は、戸別にお知らせし漏れのないようにする。
- ・ お知らせビラの配布範囲は、工事箇所の前後20m程度および奥行き3軒（振動および騒音が及ぶ範囲）程度を標準とする。

<工事看板等>

- ・ 工事に伴い交通止めを行う現場については、2週間以上前に現場付近にその旨の看板等を設置する。ただし、通過交通のない行き止まりの道路で、通行止めの期間が数日の場合は、お知らせビラに替えることができるものとする。
- ・ 工事を開始する約1週間前から工事を開始するまでの間は「工事情報看板」を、工事中は「工事説明看板」を、工事現場付近に設置する。ただし、工事期間が1日以下の工事は、「工事説明看板」の設置を省略することができる。
- ・ 迂回路や工事案内板は、誰にでもわかりやすく表示する。

### 2. 施工中の注意事項

- ・ 通行止めに伴い迂回措置を行う場合は、迂回ルートや施工場所付近で施工されている、各企業者工事や建築工事等との調整を図る。また、各清掃事務所との調整を行うとともに、迂回ルートがスクールゾーンに指定されている場合は、学校との調整を行う。
- ・ 道路使用許可条件に基づき、保安施設、各種標示板、交通誘導員等を配置するとともに、道路使用許可書等を常時携帯する。

- ・ 建設機械は、低騒音、低振動の機械を使用する。
- ・ 夜間工事は、周辺住民の意見を尊重し、時間帯など配慮して施工する。
- ・ 掘削する場合は、沿道から2，3軒先のお宅まで配慮して施工する。
- ・ ブレーカー、掘削機、転圧機等を使用する場合は、特に周辺住民に十分説明して施工する。
- ・ 歩行者通路は、子供や高齢者などが安全に通行できるように、交通誘導員を配置し誘導する。なお、交通誘導員の適正な配置および心構えについて、別紙に定めるものとする。
- ・ 工事車両（作業に直接使用する車）は工事作業帯エリア内に収容し、その他の車両は現場内に放置しないものとする。
- ・ 資機材や残土など現場周辺を常に整理、整頓する。
- ・ 日々の工事終了時には、資機材、車両などを現場内に置かず搬出する。
- ・ 工事車両の時間調整のための道路における待機は厳に慎む。
- ・ 周辺住民に、事前に周知した内容と異なる工事や安全対策を行うこととなった場合は、再度事前に周知をする。
- ・ 工事完了に伴い、工事現場内および現場周辺に工事看板や資機材等が設置されたままになっていないか、再度点検をする。

### 3. 境界標等の保全

- ・ 施工者は、工事着手前に現場内および近接地の境界標等（境界石・鋳・刻印）の有無を十分調査すること。
- ・ 境界標等の設置が確認され、工事による影響があると思われる場合は、境界標等の関係者と事前立会いを行うとともに、測量し記録書を作成すること。
- ・ 工事の影響でやむなく一時撤去する場合は、関係者に事前説明と立会いにより了承を得たうえで実施すること。なお、工事完了後は速やかに復元し、関係者の立会いによる確認を行うこと。
- ・ 境界等に関わる問題が発生した場合は、速やかに区の担当者に報告するとともに、施工者が責任をもって迅速な処理に努めること。
- ・ その他、境界等の取扱いに関し、疑義が生じた場合は、速やかに区の担当者に報告し指示を受けること。

### 4. その他

- ・ 住民から要望、苦情があった場合は、現場の状況を把握し迅速丁寧に対応すること。また、必要に応じて区の担当者に報告する。
- ・ 工事責任者は現場に常駐し、万一、工事現場内において事故等が発生した場合は適切に処理を行うとともに、すみやかに区の担当者に報告する。
- ・ 詳細については、土木管理課占用係（5742-6785）まで連絡をする。